

令和8年度 大田区 小規模・事業所内保育所の指導検査 運営管理 編

大田区福祉部福祉管理課 法人指導担当

令和8年度の重点項目

(ア) 職員の確保及び処遇

- a 職員配置基準に定める職員が確保されているか。
- b 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- c 処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか。

(ウ) 適正な情報提供・情報開示

- a 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。
- b 必要な情報を適切な方法で周知しているか。

(イ) 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- a 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- b 避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか。
- c 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか。
- d 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

(エ) 利用者の人権の擁護、虐待の防止

- a 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- b 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

運 営 編

- 1 令和8年度からの変更・追加点について
- 2 運営規程及び重要事項について
- 3 連携施設について
- 4 苦情解決について
- 5 職員の状況について
- 6 防災訓練等について
- 7 災害対策関連について
- 8 安全確保について
- 9 保育室の有効面積について
- 10 公定価格について
- 11 法外援護費について

1-1 令和8年度からの変更・追加点について①

公定価格における変更点①

～安全計画の策定等をしていない場合の減算について～

安全計画を策定していない施設又は以下に掲げる要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した施設に適用する減算処理が、新たに追加された。

ただし、本調整は、令和8年7月から適用する。

- (1) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、**研修及び訓練を実施**していること。
- (2) 利用子どもの**保護者**に対して、安全計画に基づく取組の内容等について**周知**を行っていること。
- (3) 安全計画の**見直し**を行い、必要に応じて安全計画の**変更**を行っていること。

★POINT★

- 例年通り、安全計画の作成状況や更新状況、保護者への周知状況、訓練の実施状況を確認します。
- 訓練の未実施、保護者への周知、定期的な見直しは例年指摘の多い項目となっていますので、改めてご注意ください。
- 公定価格の減算等の詳細は保育サービス課保育サービス基盤担当にご確認ください。

[根拠法令等] 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙6 IV 5、別紙8 IV 5

1-2 令和8年度からの変更・追加点について②

公定価格における変更点②

～経営情報の報告等を行っていない場合の減算について～

法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告について、報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず当該報告が行われていない施設及び誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされていない施設に適用する。

★POINT★

- 報告内容について施設に修正を依頼し、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない場合、修正期限を設けることなく、最後の指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から減算を適用することができます。
- 令和6年4月以降に始まる事業年度の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設においては、令和8年7月分から当該調整を適用します。
- 公定価格の減算等の詳細は保育サービス課保育サービス基盤担当にご確認ください。

[根拠法令等] 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙6 IV 6、別紙8 IV 6

1-3 令和8年度からの変更・追加点について③

公定価格における変更点③

～施設機能強化推進費加算の要件変更について～

加算の要件から、延長保育事業等の複数事業の実施が削除された。

また、取組に必要となる経費の見込み総額が変更となった。

変更前	変更後
取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。	取組に必要となる経費の総額が、概ね10万円以上見込まれること。

★POINT★

- ・ 詳細は保育サービス課保育サービス基盤担当にご確認ください。

[根拠法令等] 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙6 VI 4、別紙8 VI 4

1-4 令和8年度からの変更・追加点について④

公定価格における変更点④

～療育支援加算の新設について①～

障害児（注1）が利用しており、かつ、専門職（注2）を活用（注3）して障害特性等に応じた専門的支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る以下の要件を満たす事業所に加算する。

①専門職が、月に30時間以上（1週に1日程度）、業務に従事していること。

②下記のi～vの取組を実施するとともに、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催する。

i 対象となる障害児の把握を行う。 ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。 iv 障害児の家族への支援を行うこと。

v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

（注1）施設を利用する障害児のうち、1人は市町村が認める障害児とし、2人目以降は施設において適宜判断して差し支えないものとする。

（注2）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者をいう。

（注3）専門職の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や雇用している場合も対象となる。

★POINT★

- ・ i～vの取組についての詳細は次項を参照

1-4 令和8年度からの変更・追加点について④

公定価格における変更点④ ～療育支援加算の新設について②～

②下記の i～v の取組を実施するとともに、**障害児保育に関する研修計画**を作成し、**障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催**する。

取組	詳細
i 対象となる障害児の把握を行う。	施設を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成する。
ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。	個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成、定期的に見直しを行う。
iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。	障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図る。
iv 障害児の家族への支援として(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。	(i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築 (ii) 個別面談、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組 (iii) (i)及び(ii)の取組についての利用子どもの家族への適切な周知
v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。	児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加し、地域の教育・保育施設等及び障害児が就学する小学校等と障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。

★POINT★

・詳細は保育サービス課保育サービス基盤担当にご確認ください。

[根拠法令等] 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙6 VI 7、別紙8 VI 7

1-5 令和8年度からの変更・追加点について まとめ

以上が、今年度の変更点になります。
新年度からの変更・追加点については、例年指摘事項が多くなる傾向がありますので、ご注意ください。

今年度は、特に公定価格や法外援護費に変更点が多くなっております。
補助金関係の変更点については、保育サービス課保育サービス基盤担当にお問い合わせいただくよう、お願いします。

2-1 運営規程及び重要事項について

観 点	基本的な考え方
施設の運営についての重要事項を定めているか。	<p>家庭的保育事業者等は次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めて置かなければならない。なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。</p> <ol style="list-style-type: none">①事業の目的及び運営の方針②提供する保育の内容③職員の職種、職員数及び職務内容④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額⑥乳児及び幼児の区分ごとの利用定員⑦家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法⑨非常災害対策⑩虐待の防止のための措置に関する事項⑪その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項

★POINT★

⑪その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項には、「苦情解決の仕組み」「個人情報の取り扱い」を含む。

2-2 運営規程及び重要事項について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。• 重要事項の掲示、インターネット上での公表がなされているか。• 掲示されている内容は適切であるか。	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

★POINT★

- 全ての利用申込者の同意を得ているか確認すること。
- 重要事項説明書に連携施設の内容を盛り込むとともに、ここdeサーチにも掲載すること。
- 重要事項は「掲示」することとあるため、壁などへの貼り付けを原則とすること。
- 重要事項は「自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」とあるため、インターネット上で公表すること。

[根拠法令等]

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第23条、第38条第1項、第50条

3 連携施設について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 連携施設を確保しているか 	<p>特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

★POINT★

- それぞれの連携施設について重要事項説明書やここdeサーチに記載し、利用申込者に説明すること。
- 連携施設について、保育サービス基盤担当として下記のとおり整理している。
 - (1) 保育の内容に関する支援 → 各事業者で確保しているか、区立拠点園による保育連携推進事業において支援を受けられる体制である。
 - (2) 代替保育の提供 → 各施設系列園等との応援体制の構築で確保されている。
 - (3) 卒園後の受け皿 → 区と事業者が三者協定を締結している。区の入園申し込みのしおりでも公開されている。
- 連携施設を設定していない場合は公定価格の減算が適用されるため、疑義がある場合は保育サービス基盤担当と調整を行うこと。

[根拠法令等] 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第42条
「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条

4 苦情解決について

観 点	基本的な考え方
・ 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。 なお、第三者委員は複数選任が望ましい。 ○第三者委員の要件 ・ 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 ・ 世間からの信頼性を有するものであること。 (例示) 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など
・ 苦情の内容を記録しているか。	特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

★POINT★

- ・ 苦情解決の仕組みを作り、利用者へ周知を図ること（文書の配布だけでなく施設内への掲示も行うこと）。
- ・ 第三者委員は複数選任できるよう取り組むこと。

[根拠法令等]

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」 第49条、50条(第30条第1項準用)

5 職員の状況について

観 点	基本的考え方
職員配置は適正に行われているか。	<p>〈常勤の保育士の定義〉</p> <p>①期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）</p> <p>②労働基準法施行規則により明示された就業場所が当該施設であり、かつ従事すべき業務が保育であること。</p> <p>③勤務時間が、<u>当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）</u>に達している、又は1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務していること。</p> <p>④当該施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p> <p>⑤事業主と直接労働契約を締結していること。</p>

★POINT★

- 変形労働制を採用している場合でも、常態的にいずれかの要件を満たしていない場合は、常勤保育士としては認められない。
- 就業規則や雇用契約等で定める勤務時間数等が要綱に規定する勤務時間等を下回る場合は、契約上は常勤でも、常勤の保育士に該当しない。
- 同一の施設内で1年以上継続的に勤務することを予定していない職員は、常勤の保育士とは認められない。
- 法外援護費算定上の常勤職員については[スライド10-1](#)を参照。

6-1 防災訓練等について

各訓練の頻度

項目	頻度	注意点
避難訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">・ 図上訓練のみは避難訓練とならない。必ず<u>児童が参加し</u>避難行動を伴うこと。・ 屋外への避難を基本とすること。・ 火災だけでなく、地震を想定した訓練も行うこと。 【根拠法令】「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条
消火訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">・ 火元を設定して行うこと。・ 初期消火態勢をとることが必要。（設置場所や火元確認のみでは消火訓練に該当しない。実施記録を残すこと。） 【根拠法令】「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条
引渡し訓練	年1回以上	【根拠法令】 保育所保育指針第3章4（2）ウ

★POINT★

- ・ 消火訓練、避難訓練は必ず毎月実施し、詳細な記録を残すこと。
- ・ 消火訓練の記録は、少なくとも「出火場所」「誰が」「どのように」消火体制をとったのか記録すること。
- ・ 避難訓練は避難先を屋外とすること。なお、天候等により避難口や1階スペース等までの避難とすることまでは妨げない。

6-2 非常災害に対する措置

(避難訓練の指導事例)

- ・4月は新入園児が多く、**児童の避難行動を伴わない図上の避難訓練**を行った。
- ・園舎内火災を想定した訓練を計画したが、園外活動中であったため**園舎に残っていた職員のみで訓練を実施した。**
- ・不審者対策としての避難訓練を実施したが、**非常災害対策の避難訓練を行っていなかった。**
- ・弾道ミサイル等のJアラート対策の避難訓練を、**非常災害対策の避難訓練として実施した。**

(消火訓練の指導事例)

- ・**園外保育中の災害を想定した訓練で、避難訓練のみ行き、消火訓練を失念した。**
- ・火元の設定などを行わず、**消火器の使い方の確認のみ行った。**
- ・**消火訓練を調理職員しか実施していない。**
- ・風水害時の避難訓練を実施したが、**火災の想定がなく消火訓練を失念した。**

(共通の指導事例)

- ・**毎月末に訓練を実施する計画を立てたが、悪天候・体調不良等により翌週に延期したため、未実施の月が生じた。**

7-1 災害対策関連について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 防火管理者を選任し、届出しているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。• 消防計画を作成しているか。	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。（略）</p> <p>消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p>

★POINT★

- 消防計画の内容は、最新のものとなるよう定期的に見直すこと。

[根拠法令等]

「消防法」第8条

「消防法施行規則」第3条の2

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条

7-2 災害対策関連について

保安設備の点検

観 点	基本的な考え方
・カーテン、絨毯等は防火性能を有しているか。	保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防火処理を施されたものを使用しなければならない。

★POINT★

- ・保育所で使用している、カーテン、じゅうたん、連結マット等は防火性能を有しているものを使用すること。
- ・じゅうたんは、概ね2平方メートル以下のものは対象外である。（参照：「防火の知識と実際」消防庁）
- ・カーテンは下げ丈がおおむね1メートル以下のものは防火規制の対象外とされている。

[根拠法令等] 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、「消防法」第8条の3
「消防法施行令」第4条の3、「消防法施行規則」第4条の3

8-1 安全確保について

安全計画の策定

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 安全計画を策定しているか。• 研修及び訓練を定期的 に実施しているか。• 保護者に対し、安全計 画に基づく取組の内容等 について周知しているか。	<p>保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。</p> <p>策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的 に実施しなければならない。</p> <p>保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取組み内容等を周知しなければならない。</p> <p>保育所は、定期的 に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>

★POINT★

- 安全計画に基づく取組の内容だけでなく、安全計画自体も保護者への周知をお願いします。

[根拠法令等] 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条の2

8-2 安全確保について

安全計画に定める訓練の実施について

項目	頻度	注意点
不審者対策訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none">・不審者訓練は防災訓練とは異なるため、別途避難訓練及び消火訓練を実施する必要がある。・不審者対策訓練は実地訓練が望ましいとしているが、講習会等の形式であっても可。訓練記録は残すこと。 【根拠法令】児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日 雇児総発第402号）
救急対応訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none">・AEDやエピペンの使用、心肺蘇生法などの救急対応の実技講習を定期的に受けたり、保育所内で訓練を実施すること。・訓練の記録を残すこと。 【根拠法令】「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条の2

★POINT★

- ・訓練の内容については、国の事務連絡である「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参考にすること。

[根拠法令等] 「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条の2

8-3 安全確保について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 構造設備に危険な箇所はないか。• 安全対策について、必要な措置を講じているか。	<p>児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p>

★POINT★

- 児童の口に入る大きさの磁石等、誤飲防止がなされていること。
- 棚の上の物や、ピアノや空気清浄機等の転落・転倒防止がなされていること。
- 物置や倉庫等の鍵は戸締りをし、児童の見失い事故防止がなされていること。
- 電源コードなどが垂れ下がらないよう、児童の事故防止の対策がなされていること。
- エレベーターなどに児童が1人で近づかないよう、対策がなされていること。
- 汚物槽は蓋をして管理し、衛生管理・事故防止がなされていること。

[根拠法令等]

「東京都保育所設備・運営基準解説」

「教育・保育施設等における事故防止の対応のためのガイドライン」

9 保育室の有効面積について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。 	<p>規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室は、<u>乳児又は満2歳に満たない幼児1人</u>につき<u>3.3㎡</u>（有効面積）以上。 ・保育室又は遊戯室は<u>満2歳以上の幼児1人</u>につき<u>1.98㎡</u>（有効面積）以上。

有効面積に含めることができる（例）	有効面積に含めることができない（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等、床から180cm以上上部に取り付けられているもの ・乳児室等に設置されているベビーベッド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーや棚、本棚等、<u>常設のもの</u> ・ピアノやオルガン等、<u>可動式であっても常時保育室等内に配置されているもの</u> <p>参考資料「東京都保育所設備・運営基準解説」</p>

★POINT★

- ・一日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては有効面積に含めることができます。
- ・具体的には当該物の使用の形態や頻度等に応じて個別に判断することとなりますので、判断に迷った際には保育サービス課保育サービス基盤担当にご相談ください。

[根拠法令等]

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条、第33条、第49条

「大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱」第9条、第12条

10-1 公定価格について

基本分単価に含まれる管理者

- ◆児童福祉事業等に2年以上従事（注1）したことが確認できるか又はこれと同等以上の能力を有する（注2）と認めることができるか。
- ◆常時施設の運営管理の業務に専従しているか。（他施設兼務、他職務兼務をしていないか。）
- ◆給付費からの給与支出があるか。

<基本的な考え方>

管理者は公定価格の基本分単価に含まれる。（児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。）

（注1）児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部署の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

（注2）同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

[根拠法令等] 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」
第1（1）、別紙6Ⅱ1（2）（イ）、別紙8Ⅱ1（2）（イ）i

10 - 2 公定価格における主な加算等の状況

処遇改善等加算 区分1

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 要件に掲げる事項を全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む）に周知していること。 • 就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めているか。 • 資質向上の目標を具体的に計画しているか。 • 計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、フィードバックを行っているか。 • 資格取得のための支援を実施しているか。 	<p>当該施設・事業所の取組が次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること又は区分3の適用を受けていること（以下、「キャリアパス要件」という。）。</p> <p>(1) 次のア及びイに掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。 ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。</p> <p>(2) 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。 イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。</p>

【根拠法令等】 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」 第2の1

10 - 3 公定価格における主な加算等の状況

処遇改善等加算 区分3

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 副主任保育士等や職務分野別リーダーが、職位の発令や職務命令を受けており、かつ、経験年数や研修要件を満たしているか。 • 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。 • 個別の職員に対する賃金の改善額は、要件を満たしているか。 	<p>加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1)次に掲げる職員が少なくとも合計1人以上いること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 副主任保育士等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう） <ul style="list-style-type: none"> a 副主任保育士・専門リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。 b 概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。 ii 職務分野別リーダー等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう） <ul style="list-style-type: none"> a 職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。 b 概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。 iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・専門リーダーを対象とした別に定める研修を修了している者 <p>(2)次に掲げる加算の区分に定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 副主任保育士等 月額4万円を超えないものとする。 ii 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円以上4万円未満とすることができる。

【根拠法令等】 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」 第2の3

11-1 法外援護費について

法外援護費算定上の常勤職員の定義

事業主と直接、期間の定めのない労働契約（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）を結び、労働基準法施行規則第5条第1項第1号の3号により明示された就業場所が当該施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であって、勤務時間が当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務し、当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。

また、上記に掲げる常勤のうち、各施設の就業規則等において定められている常勤の従業者が勤務すべき1か月の勤務時間数（当該施設における最大所定労働時間数）に達しない者については、常勤換算を行うこととする。

[根拠法令等] 「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」 別記第1

11-2 法外援護費について

保育士増配置加算、保健師等配置加算、調理員配置加算

観 点	基本的考え方
加算対象となる職員の勤務時間の合計が要件を満たしているか。	基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。

★POINT★

在籍職員名簿で報告した加算適用の非常勤職員の勤務時間の実績が、常勤職員の所定労働時間数の半分を下回る場合は、法外援護費の算定に影響が出る場合があるので、保育サービス課保育サービス基盤担当に連絡すること。

[根拠法令等]

令和元年9月19日31こ保発第12513号 「令和2年4月からの大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱に基づく法外援護費の支給における加算適用要件について」

在籍職員名簿の提出

観 点	基本的考え方
適切に提出書類が提出されているか。	小規模・事業所内保育事業を行う事業者は、運営費を請求する時は、運営費請求書のほか、会計に必要な書類を請求月の当月5日までに区長に提出しなければならない。

★よくある指摘項目

- ①退職した職員を記載している（退職等の記載がない）
- ②常勤／非常勤の区分を誤入力している
- ③資格がない職員を保育士としている
- ④異動した職員が記載されている（異動の記載がない）
- ⑤勤務実績のない職員が記載されている

⇒在籍職員名簿の誤りは法外援護費（金額）に影響しやすいため、保育サービス課保育サービス基盤担当に報告すること。

[根拠法令等]

「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第12条、第17条

12-1 業務管理体制の整備・届け出 1

業務管理体制整備と、これに関する事項の届け出が必要

業務管理体制の整備に関する事項の届け出が必要な事業者（支援法第55条）

- 特定教育・保育施設の設置者
- 特定地域型保育の事業者
- 特定乳児等通園支援事業者

業務管理体制の整備の内容（支援法施行規則第45条）

設置者・事業者において、不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るための体制の整備を指します。

具体的には、開設する施設等の数（次表参照）に応じ

- ・法令遵守を確保するための責任者が置かれていること
- ・法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」を整備すること
- ・外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされています。

12-2 業務管理体制の整備・届け出 2

◎届出書の内容～設置する施設等の数により届出事項が異なります！
(支援法施行規則第46条)

対象となる設置者・事業者	届出事項
全ての設置者・事業者 (個人立の施設を含む)	設置者・事業者の名称又は氏名 // 主たる事業所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
施設等の数が20以上の設置者・事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
施設等の数が100以上の設置者・事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

12-3 業務管理体制の整備・届け出 3

◎届出書の届出先は施設等の所在地によって決まります。
※以下の施設等の区分に応じ、対応する届出先に届け出て下さい。

	施設等の区分	届出先
1	その確認に係る全ての教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業所(その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。)又は乳児等通園支援事業所が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者	市町村長
2	その確認に係る教育支援事業所が二以上	内閣総理大臣
3	前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者	都道府県知事

**大田区の指導検査の対象
約20事業者**

12-4 業務管理体制の整備・届け出 4

◎業務管理体制の整備・届け出に関する指導検査

業務管理体制の整備・届け出に関する指導検査の根拠法令

- ・子ども・子育て支援法第56条
- ・子ども・子育て支援法に基づく特定・教育保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(通知)(平成28年2月15日 府子本第55条)

業務管理体制の整備・届け出に関する指導検査について

対象

- ・私立認可保育所、小規模・事業所内保育所及び乳児等通園支援事業を、区内でのみ運営している事業者(約20事業者)。

内容

- ・対象施設数が20施設未満の事業者は、法令遵守責任者の選任状況・届け出状況・変更の有無を確認。

検査時期・検査方法

- ・初回は、本部に併設されている保育施設等の実地指導の際に合わせて実施する。
- ・2回目以後、整備・届け出状況に問題が無ければ書面の提出により実施する。